

芝山町防災行政無線局（同報系）遠隔制御装置業務協定書

芝山町（以下「甲」という。）と山武郡市広域行政組合消防本部（以下「乙」という。）は、防災行政無線局（同報系）遠隔制御装置（以下「遠隔制御装置」という。）の設置及び管理運用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、遠隔制御装置の設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 甲は、山武郡市広域行政組合消防本部指令課に遠隔制御装置を設置する。ただし、乙は、自己の都合により、遠隔制御装置の設置場所を変更するときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

（運用）

第3条 遠隔制御装置の運用に関する事項は、この協定に定めるもののほか、甲が定める防災行政無線局管理運用規定及び同規則に従うものとする。

2 放送事項については、次のとおりとする。

（1）甲の地域において、火災が発生したとき及び鎮火したとき。

（2）緊急重要な事態が発生し、または発生することが予測されるとき。

3 放送内容については、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 放送時間については、次のとおりとする。

（1）乙は、原則として甲の地域において火災の発生及び鎮火情報を入電したとき。

（2）その他の放送時間は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（維持管理）

第4条 乙は、遠隔制御装置の維持管理に努めるものとする。なお、遠隔制御装置に異常があると認めたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（経費負担）

第5条 遠隔制御装置の維持管理及びその他に要する経費の負担については次のとおりとする。ただし、乙の責に帰すべき理由で物件が損傷した場合はこの限りではない。

（1）定期点検整備に要する経費は甲の負担とする。

（2）遠隔制御装置の修理に関する経費は、甲の負担とする。

（3）遠隔制御装置に係る専用回線使用料は、甲の負担とする。

（4）遠隔制御装置に係る電気料は、乙の負担とする。

（5）遠隔制御装置の施設使用料は無償とする。

（6）乙の都合による遠隔制御装置等の変更工事に要する経費は、乙の負担とする。

(7) その他、不測の事態が生じ費用が発生する場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(試験)

第6条 試験放送は甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定外の事項)

第7条 この協定書に定めるもののほか協定の円滑な実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(使用期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは更新手続きを経ることなく、この期間は更に1年間同一条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(その他)

第9条 甲と乙で締結した「防災行政無線遠隔制御装置の運用に関する協定」は、本協定の締結により防災行政無線装置の運用が開始された時点で廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県東金市家徳384番地2
山武郡市広域行政組合
消防長 元倉 斗史一